

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS 「環境法政策を読む」	・・・1
2015年2月25日から2015年3月24日までに公布された主な環境法令	・・・5
2015年2月25日から2015年3月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・5
2015年2月25日から2015年3月24日までの主な行政情報	・・・6
2015年2月26日から2015年3月24日までの主な裁判情報	・・・10
2015年2月26日から2015年3月24日までの主なニュース	・・・11

## 「環境法政策を読む」 食品リサイクル制度見直し 5

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会

中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会

## 第13回合同会合

昨年10月にまとめられた「今後の食品リサイクル制度のあり方について」を受けて、食品リサイクル制度の見直しの審議は、意見具申に盛り込まれている次の措置の実施の段階に進んでいる。

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針の策定
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定
- 関連省令改正

2月19日第12回、3月12日第13回の合同会合での検討を経て、「今後策定すべき食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に盛り込むことが適当な事項」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項として改定することが適当な事項」について食料・農業・農村政策審議会、中央環境審議会循環型社会部会に答申が報告される。

関連省令改正案は、4月上旬から5月上旬にパブリックコメント、6月公布の予定である。

■食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に盛り込むことが適当な事項（案）（抜粋）

◎：追加項目

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

【現行内容と同様に記載。省略】

2 関係者の取組の方向

イ 食品関連事業者の取組の方向

【現行内容と同様に記載。省略】

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等の取組の方向

【現行内容と同様に記載。省略】

【ハ～ヘ省略】

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

イ 発生の抑制

【現行内容と同様に記載。省略】

ロ 再生利用

- ◎ 再生利用手法の優先順位を飼料化、肥料化（メタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料利用する場合を含む。）、メタン化等飼料化又は肥料化以外の再生利用の順とする。
  - ※ あわせて判断基準省令を改正
- ◎ 食品循環資源の再生利用としてペットフードの製造を行う際にペットフード安全法の基準及び規格に適合させるよう判断基準省令に規定する。
  - ※ あわせて判断基準省令を改正
- ◎ 食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化等に合わせて幅広く検討を行う。

ハ 熱回収

- ◎ 国は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ食品関連事業者に対する適切な情報提供を図るものとし、食品関連事業者は制度の適正な活用を図る。

ニ 減量

【現行内容と同様に記載。省略】

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ◎ 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、平成 31 年度までに、食品製造業にあつては全体で 95 %、食品卸売業にあつては全体で 70 %、食品小売業にあつては全体で 55 %、外食産業にあつては全体で 50 % に向上させることを目標とする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

1 食品関連事業者に対する指導の強化

イ 定期報告制度の運用

- ◎ 食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県ごとに報告することとし、国はこれらを整理・公表する。
  - ※ あわせて定期報告省令を改正

ロ フランチャイズチェーン等における取組

【現行内容と同様に記載。省略】

ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

【現行内容と同様に記載。省略】

2 発生抑制の推進

【省略】

3 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進

- ◎ 登録の基準に再生利用事業の実績を有することを追加する。
  - ※ あわせて登録省令を改正
- ◎ 国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していく。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

- ◎ 国による関係者のマッチングの強化及び地方公共団体の更なる理解等を通じた地域における多様なリサイクルループの形成を促進する。

【以下省略】

5 施設整備の促進

- ・ 再生利用施設の整備を推進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。
- ◎ 市町村が再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮することも有効である。
- ◎ 国は民間事業者が設置する再生利用施設の整備についても支援を行っていく必要がある。

6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の推進

- ◎ 地方公共団体は、地域における民間の再生利用事業者の把握及び育成並びに関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を推進。
- ◎ 市町村は、環境保全を前提としつつ食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて推進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める。
- ◎ リサイクルループに係る事業の中での市町村の区域を越えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が円滑に行われるよう、国は必要な周知を行う。
- ◎ 市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえて一般廃棄物の処理料金を決定することが望ましい。
- ◎ 市町村は、一般廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進する。
- ◎ 都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、各都道府県が実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図る。
- ◎ 国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明会・意見交換を定期的を実施するほか、法に基づく取組へのより一層の積極的な対応を促す。
- ◎ 国は、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、必要に応じて地方公共団体に対して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努める。

7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

【省略】

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

【省略】

9 研究開発の推進

【省略】

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

【現行内容と同様に記載。省略】

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

- ◎ 食品循環資源の再生利用等の推進については、関係主体間の連携を強化し、循環型社会形成推進の効果のみならず、食品循環資源の再生利用等に関連する多様な施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である。

■ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項（案）（抜粋）

1 食品循環資源の再生利用手法の優先順位の明確化

「判断基準省令」の食品循環資源の再生利用等の実施の原則において、飼料の原材料として利用することができるものについては、可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって、肥料の原材料として利用することができるもの（食品循環資源を原材料とするメタンの製造の過程において副次的に得られた物品を含む。）については、可能な限り肥料の原材料として利用することとする旨を規定すべき。

2 再生利用としてペットフードの製造を行う際の取扱いの明確化

判断基準省令の再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準において、食品循環資源の再生利用としてペットフードの製造を行う際は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させる旨規定すべき。

【委員等からの主な意見】

- 民間事業者が設置する再生利用施設の整備に関連して、国はまず再生利用事業者をとりまく環境を把握してほしい。周辺住民の理解がまだ十分とはいえず、クレームの対応コストが非常に高い。

■ 事業者における留意点

食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告の内容について、「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」が追加された。一方、事務負担を軽減するため過去の定期報告を通じて把握が可能な項目等は削除される。循環型社会形成の推進に向けて、地域の実情を把握し、地域にあった施策をとることも可能となる。事業者としてそのような動きにも注意を払っていく必要がある